

お元気ですか

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://tokyocity.co.jp>

経済を語るほど経済をわかりませんが、経済とは「経済の良さや悪さを感じる余裕もなく一生懸命今日の仕事に向かうことに始まり、今日やり遂げた、今月やり遂げた、今年やり遂げた、の事業の連續が経済を構成する」ということで合っていますでしょ? うか。

私たちの東京シティ税理士事務所も1981年に創業し、今年で36年になります。毎日新しいことにぶつかり、それを克服する毎日だよな気がします。

税理士も所属も増え、多くのお客様にご利用いただいています。それぞれが一生懸命仕事をしていることがあります。これが経済に貢献していることがと思います。お客様を税金

「夏のエネルギー吸収中です」



の知識で支援する。私たち税理士はそれが使命だと思っています。これからも税理士一同皆様に貢献していきます。

私たちの仕事は冬に集中し、夏場は比較的ゆとりができます。所属は旅行や帰省などそれぞれ夏のプランを持って楽しむようになります。夏にエネルギーをチャージして冬の繁忙期に備える。税理士によってからてきた生

活リズムです。皆様の夏も楽しい夏となることを祈っています。

弊所は多くの税務相談を受けます(年間約3万件)。そもそも税理士の仕事の原点は相談を受けることです。3月確定申告の繁忙期と真逆に一番落ち着ける季節です。所属の中には、夏から秋にかけて連休を取つて旅行へ出かけるものも多いです。日本人は「休む」ことが下手と言われています。夏をうまく使い、「疲れ」をとり「充電」し、英気を養うことはとても大事なことだと思います。

お客様の一番近い相談役としてお役に立ちたいとおもいます。お客様のお抱え税理士となるべく、お

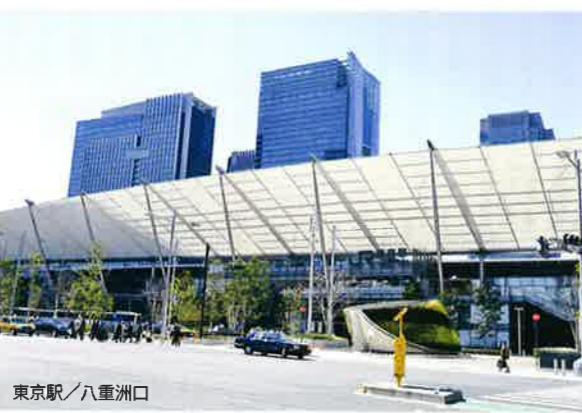
本的には年中無休 10:00~17:00

50分間の相談時間を用意しております。東京駅前相談所は八重洲地下街22番出口を上がってすぐになっています(最終ページ地図参照)。

税理士が直接面談で承ります。なお相談所での相談は予約制になっております。下記電話番号で予約確認をお願いいたします。

税務相談予約総合受付

03(3344)3301



「東京駅前相談所 開設のお知らせ」

かねてから準備していました東京駅前に、2017年6月1日より税務相談所を開設しました。これで横浜、新宿と合わせ3相談所で皆様の税務相談を承りたいと思います。

出版本のご案内

税理士法人
東京シティ税理士事務所



■住まいと暮らしの税金の本 2017 年版 好評発売中
価格 1冊 750円(税込・送料込)
※20冊以上ご注文で1冊 540円(税込・送料別)
お申込みは Tel.03(3344)3301
東京シティ税理士事務所 八巻まで

住まいと暮らしの税金の本
2017年版 好評発売中

20冊以上
ご注文で1冊
540円
(税込)

お申込みは
当事務所まで
ご連絡
ください



■アパート・マンション経営は
株式会社ではじめなさい
価格 1,728円(税込)



■個人事業ではじめるアパート・
マンション経営がぜんぶわかる本
価格 1,575円(税込)

その名の通り、個人事業としてはじめるアパート・マンション経営の全てがわかる本です。

書店、
アマゾン、
通販でお求め
ください



東京シティ税理士事務所 相談所のご案内

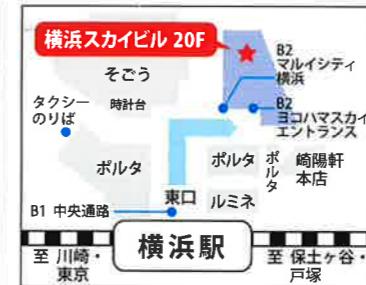
★ 東京駅前相談所 OPEN!

〒103-0027 東京都中央区日本橋
3-4-15 八重洲通ビル5階
TEL. 03(6870)3462



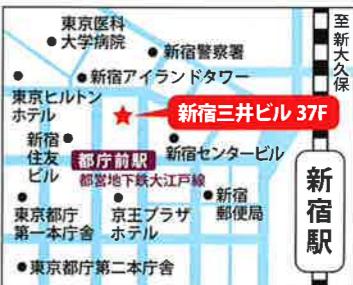
★ 横浜相談所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島
2-19-12 横浜スカイビル20階
TEL. 045(440)6678



★ 新宿相談所

〒163-0437 新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル37階
TEL. 03(3344)3301



◇ 東京シティ税理士事務所ニュース ◇
2017年 夏号 <http://tokyocity.co.jp>

〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階
TEL. 03(3344)3301 FAX. 03(3344)9053
E-mail: voice@tokyocity.co.jp

編集後記

風鈴、麦わら帽子、金魚、扇風機、うちわ、打ち水、浴衣、かき氷、朝顔、ひまわり、セミ時雨、カブトムシ、花火、冷やし中華、スイカ、プール、サーフィン、夏の風物詩です。夏を楽しんでいますか!? お元気ですか2017年夏号お届けします。(編集責任者 山端康幸)

NEWS 空き家住宅 3000万円控除の 注意点

空き家の3000万円控除の要件

平成28年4月より空き家（マンションは除きます）と居住用3000万円控除（以下「居住用」という）の違いを解説します。

トとしています。弊所でも28年分確定申告では20数件貸付、居住などで使用しているお客様がこの特例を利用しました。この制度は次のような要件を満たさなければなりません。

（3）売却するときの要件

- ・売却金額が1億円以下（共有の場合は合計額が1億円以下）であること

・同年中に居住用3000万円控除と併用する場合は、空き家3000万円控除と合計で30000万円までが控除の限度

取り壊し時期の注意点

空き家の3000万円控除は、耐震リフォームをして土地建物を売るか、または建物を取り壊して更地にして売るかのいずれかが要件となります。実際の取引では取り壊すケースが殆どだと思われます。

この場合、「売買契約締結日」と「除却工事の請負契約締結日」の前後関係は問われません。引渡しの日までに除却が完了していればよいことになります。

しかし一方で、譲渡所得の確定申告については、譲渡した日を「引渡しの日」または「売買契約日」のいずれかを選択して

らしく、昭和56年5月31日以前建築の区分所有以外の建物、相続から売却時まで何も使わない、相続により取得したものに限るという要件があります。「居住用」は主に居住している物件であれば「空き家」のような細かい規定はありません。

「空き家」は空き家の所在地の市區町村に「被相続人居住用家屋等確認書」を発行してもらい確定申告の添付書類とする必要があります。「居住用」はその書類は必要ありません。

適用期間は、「空き家」は「空き家」から3年を経過する日の年末までの譲渡ですが、「居住用」は住まなくなつてから3年を経過する日の年末までの譲渡です。

譲渡家屋は、「空き家」は被相続人一人暮

ら、「居住用」には譲渡対価1億円以下、相続人が耐震リフォームをするか、取壊をして売却する

ことが条件ですが、「居住用」には譲渡対価の制限もなくリフォームや取壊も必要ありません。

税理士 稲谷紫

居住用の3000万円控除との比較



税理士 稲谷紫

行うことになります。

「売買契約日」を譲渡した日として確定申告を行う場合には、その「売買契約日」

までに建物の取り壊しが完了していないなければなりません。「相続日から3年を経過する年の12月31日までの譲渡」の要件を満たすために

売買契約を急ぐ場合などは、取り壊し時期について注意が必要となります。

税理士 関山由美

- ・相続開始直前に被相続人が一人で住んでいたこと
- ・昭和56年5月31日以前に

（2）相続した家の要件

- ・相続税額の取得費加算とは選択適用

（3）他の特例との関係

- ・相続税額の取得費加算と



税理士 辛島正史

夏のご挨拶

「長岡の花火」

日本経済は国内外のさまざまなりスクの顕在化で、やや停滞気味ですが、株価も徐々に上がっておりますし、今年後半は良い方向に向かって欲しいと願っています。



さて、夏と言われ、真っ先に連想するのが花火です。両親の実家が新潟の長岡だったので、幼少期から毎年長岡の花火を見て育ちました。毎年8月2日と3日に開催される有名な長岡花火は、1発1発が大きく、非常に迫力があります。

特に、中越地震の復興を祈願して2005年から打ち上げられるようになった復興祈願花火「フェニックス」は、そのスケール感に圧倒され感動も人倍です。開催日が固定されているため、平日開催だと見に行くのも難しいと思いますが、ぜひ一度見に行かれてはいかがでしょうか。

花火のついでに、へぎそば・枝豆・巾着茄子など美味しい食べ物も楽しんでください。ちなみに、私は今年、長岡の宿泊先の確保に失敗しました。埼玉の自宅から見える花火鑑賞で我慢することになりました。

パートナー税理士
石井 力

暑い日が続
きそうです。
ご自愛くだ
さい。



当事務所は売買や賃貸管理をする不動産業の方々、相続を受けられた方々と仕事をさせていただいております。結果、弊所の税理士は土・日の出勤が多くなります。不動産の購入・売却、相続など重要な話は休日に行われます。取引に関する税金相談も土日に集中します。平日も休日も全く休みのない「ブラック職場」と思いきや、私はしっかり遊び遊んでいます！

思うに「プロ」は集中するにはしつかり仕事し、オフにはしっかり休むのがワークスタイルだと考えております。お客様が困っているときは解決するまでとことん付き添い、オフにはしっかりと副交感神経を高めてストレスを発散する。そのような働き方ができないとプロとは言えないとおもいます。

そのため遊び方も半端ではダメです。

私の場合、超郊外の町秦野市に居を構えています。週末は剣道、畠での野菜作り、昭和のオールドカーライジリに没頭します。さらに、夏は海にプール、冬はスキー（イエティ）、春・秋は大山登山、犬とフリスピーブ、震生湖マラソン、温泉（箱根が近い）など安・近・短ですが結構楽しめます。

休みがないのを嘆くではなく「休みは自分で創るもの」「効率的な仕事をより充実した私生活」（どこのかで聞いたキヤツチフレーズのようですが）をこれからも目指して行きたいと思います。

夏は真っ盛りです。今年の夏を楽しみたいと思っています。



まだまだ

パートナー税理士
菊地則夫

パートナー税理士
高柳康弘

今年の夏を楽しめた

いと思つてい

「税理士の休日」

私は暑がりなので夏は嫌いです。ただ、よく知らずに毛嫌いするのも良くないのです。夏について調べてみました。

まず「夏」という漢字はどのようにして成り立っているのか？
「百に本足した部分」は冠やお面を表していて、下の部分は歩みが遅いことを意味する「すいによう」という部首であり、夏という漢字は「お面をつけ祭りを踊る様子」から成り立っているとか。次に英語の「summer」。こちらは「1年の中の暑い季節」を意味する古英語「summer」に由来しているとか。



「夏の楽しみ方」

私は暑がりなので夏は嫌いです。ただ、豊島園遊園地の流れるプールに行きました。スイミングスクールで水泳をおぼえた。立てる私は、兄とクロールで競争するようになりました。

必死に泳いで、気がつくと兄がいない。プールは人で大混雑でした。考えてみると家族の集合場所も聞いていない。周りを見回しても家族はない。すうーと血の気が引いていく。大勢の中のひとりぼっち。その時私は迷子であることに気がつきました。

泣きながら流浪していると、係員に拿捕されて、事務所に連行されます。まもなく「迷子になった熊田俊樹君を事務所にお預かりしています。ご家族の方至急来てください」という園内放送が流れ、家族が事務所に到着しました。私は安堵で号泣。その後、両親と兄は恥ずかしかったらしく、家に帰った私は、こうびどく怒られました。



「夏の思い出」

小学校2年の夏でした。両親、兄と豊島園遊園地の流れるプールに行きました。今年は冷たいビールでも飲みながら家族と花火を楽しみたい



「夏の魅力」

今年も暑い季節がやってきました。私は暑いのが苦手でした。学生時代は自転車や歩きでの移動が多かつたため、夏が来るたびに「苦手な夏が来たか」といい気持ちになれませんでした。しかし、税理士という仕事を選び、デスクワークが多いなり、エアコン完備の職場にいると、いい気持ちになれました。しかし、「夏の魅力」に気がつくようになりました。

税理士という仕事を選び、デスクワークが多くなり、エアコン完備の職場にいると、いい気持ちになれませんでした。しかし、